

# 平成26年度 京都市予算案 事業概要

環境政策局

事務事業名	自立分散型エネルギー利用促進事業					
予 算 額	278, 600千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	継続 局配分枠			
担 当 課	地球温暖化対策室 (222-4555)					
<b>[事業実施に至る経過・背景など]</b>						
本市では、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、太陽光発電システムの設置助成制度を創設（平成15年度）するとともに、東日本大震災を契機とした電力需要の逼迫を背景として、災害に強く環境負荷の少ない自立分散型エネルギーの比重を高めるため、平成24年度から蓄電システム、太陽熱利用システムの設置助成を実施している。						
「京都市エネルギー政策推進のための戦略」（平成25年12月策定）では、取り組むべき施策の大きな柱として再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大と徹底的な省エネルギーの推進を示し、再生可能エネルギーの導入目標や省エネルギーの目標を掲げた。						
<b>[事業概要] (別紙参照)</b>						
再生可能エネルギーの普及拡大に加え、自立分散型エネルギーの利用促進に貢献する家用の燃料電池やエネルギー管理システムの助成制度を創設するとともに、再生可能エネルギー等の導入相談のためのワンストップ窓口の設置等、普及啓発を強化していく。						
1 設備設置助成制度						
(1) 助成対象：住宅（戸建、分譲・賃貸集合住宅）、集会所						
(2) 助成額						
ア 太陽光発電システム：1kW当たり2万円（余剰売電に限る）						
戸建住宅、賃貸・分譲共同住宅（個人）：上限4kW						
分譲共同住宅（管理組合）、集会所：上限なし						
*省エネ改修、耐震改修のいずれかとセット時 3万円						
新規						
イ 蓄電システム：1kWh当たり5万円（上限：30万円）						
ウ 太陽熱利用システム：強制循環型（ソーラーシステム）：定額10万円						
自然循環型（太陽熱温水器）：定額5万円						
*省エネ改修、耐震改修、太陽光のいずれかとセット時 倍額						
新規						
エ 燃料電池（エネファーム）：定額10万円						
新規						
オ HEMS（家庭用エネルギー管理システム）：定額2万円						
新規						
2 普及啓発						
(1) 設備設置助成制度の申請受付、設備の導入相談など、利用者の視点に立ったワンストップ相談窓口の設置						
(2) 省エネ・創エネ普及イベントの開催など、業界団体との連携強化						
<b>[参考（他都市の状況・事業効果など）]</b>						

# 自立分散型エネルギー利用促進事業

平成 26年度予算総額 278,600 千円

「京都市エネルギー政策推進のための戦略」(H25.12策定)では、再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大と徹底的な省エネルギーの推進を取り組むべき施策の大きな柱としており、以下の支援メニューの創設・強化により、再生可能エネルギーの導入目標や省エネルギーの削減目標の達成に向け取組を推進します。

## 省エネ

### 燃料電池（エネファーム）【新規】

- 助成額：定額 10 万円



燃料電池普及促進協会より提供

都市ガス等から取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させで発電し、発電時に発生する熱でお湯もつくるシステム

## 省エネ

### HEMS【新規】

(家庭用エネルギー管理システム)

- 助成額：定額 2 万円



電気機器をネットワーク上で管理し、エネルギーの見える化や自動制御により、電力需給を最適化するシステム

## 普及啓発

- 助成申請受付、設備の導入相談などワンストップ相談窓口の設置
- 省エネ・創エネ普及イベントの開催など、業界団体との連携強化



## 再エネ

### 太陽光発電システム（余剰売電に限る）

- 助成額：1kW当たり 2 万円

戸建住宅、賃貸・分譲共同住宅（個人）  
⇒上限 4kW  
分譲共同住宅（管理組合）、集会所  
⇒上限 4kW→上限なし【上限拡大】

※省エネ改修、耐震改修とセットの場合  
1kW当たり 3 万円を助成【新規】



## 再エネ

### 太陽熱利用システム

- 助成額

強制循環型（写真）：定額 10 万円  
自然循環型：定額 5 万円

※省エネ改修、耐震改修又は太陽光とセットの場合、上記の倍額を助成【新規】



## 蓄エネ

### 蓄電システム

- 助成額：1kWh当たり 5 万円

上限 30 万円

※太陽光発電システムとの同時接続が必要



# 平成26年度 京都市予算案 事業概要

環境政策局

事務事業名	「BEMS普及コンソーシアム京都」推進事業		
予 算 額	6,500千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	新規 政策的新規充実予算枠
担 当 課	地球温暖化対策室（222-4555）		

## [事業実施に至る経過・背景など]

京都市全体のエネルギー消費量が減少傾向にある中、民生・業務部門は、産業、運輸部門に比べ、大きく増加している。民生・業務部門の増加の要因は、第三次産業の割合が増加し、事業に係る延べ床面積が大きく増加したことである。

民生・業務部門では、エネルギー消費量が、サービスの質、来店客数に直結することから、他の部門と比較すると、省エネ対策の実施が遅れている。

また、業種が、医療、福祉、大学、宿泊施設、オフィス、店舗等多岐にわたることから、エネルギー消費量を減少させるためには、業態にあった効果的な省エネルギー対策が必要である。

本市では、平成25年度に民生・業務部門のうち、1施設当たりのエネルギー使用量が大きい医療・福祉施設を対象とした「省エネ・節電対策普及研究会」を設置し、「エネルギーの見える化」が可能となるBEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入実証事業を行っている。

平成25年12月に策定した「京都市エネルギー政策推進のための戦略」では、施策推進の方向性の大きな柱として「徹底的な省エネの推進」を掲げ、「BEMS導入実証事業での知見を生かした、業務部門におけるエネルギー特性に応じた省エネ対策の推進」をリーディングプロジェクトとしている。

## [事業概要] (別紙参照)

医療・福祉施設「省エネ・節電対策普及研究会」の知見を生かし、広く民生・業務部門の中小事業者に対し、省エネ対策として効果的なBEMS導入を促進させる環境づくりを構築するため、产学研の力を結集し「BEMS普及コンソーシアム京都※」を設立する。

※医療施設、福祉施設、旅館・ホテル、大学などの業界団体、BEMSアグリゲーター（BEMSの導入検討から設置、データ分析及び省エネ策の提案までを総合的に請負う専門事業者）、電気工事事業者などの専門事業者、学識経験者などで構成。

- BEMS普及に向けた、BEMSアグリゲーターと事業者のマッチング事業
- BEMS普及に関するフォーラムの開催、研究、情報共有、情報発信事業
- BEMSと省エネに関する専門家派遣、実証設備の導入支援などの実施、BEMS導入に関する補助制度の整備など必要な支援策の研究

## [参考 (他都市の状況・事業効果など)]

# 「BEMS普及コンソーシアム京都」推進事業

平成26年度予算総額 6,500千円

## 事業背景

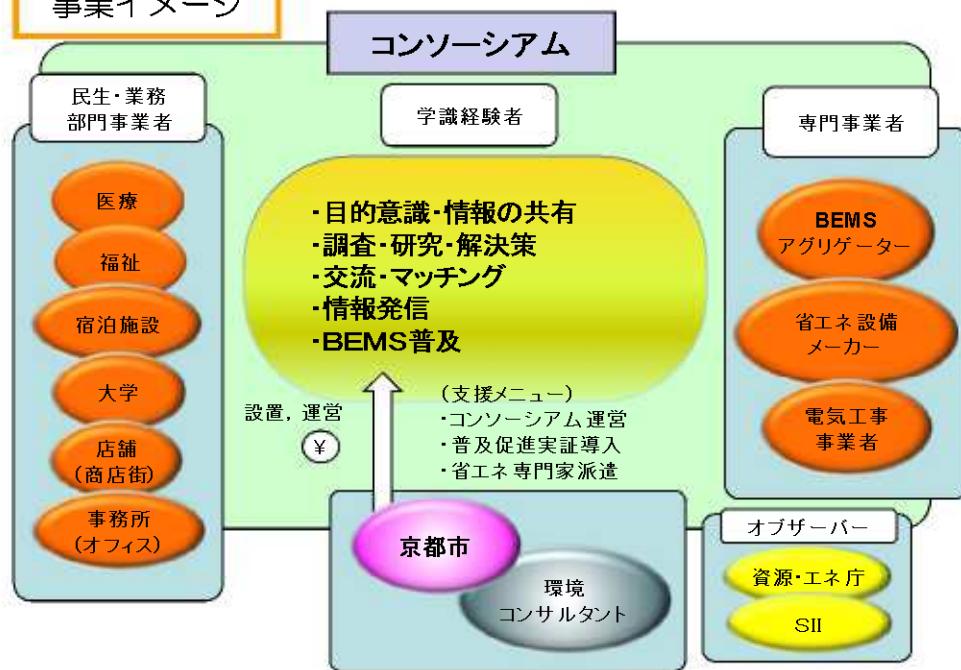
- ◆ 国では、企業の省エネ取組を推進するため、高性能な省エネ機器の積極的な導入とエネルギー管理による効率的で賢い省エネの実施を両輪で進めており、とりわけ、エネルギー管理システムの普及が進んでいない中小事業者（高圧小口需要家、低圧需要家）に対してBEMSの導入費用の一部を補助する「エネルギー管理システム導入促進事業」を平成24年度から創設した。
- ◆ 京都市では、エネルギー消費量が増加している民生・業務部門において、省エネ対策を進めるため、今年度から「医療・福祉施設の省エネ・節電対策普及研究会」を設置し、国の補助事業を活用したBEMS導入普及を目的とした実証事業を行っている。
- ◆ 民生・業務部門は、エネルギー消費量がサービスの質、来客数等と直結することから、他の部門と比較すると「省エネ対策」の実施が遅れしており、また、その業種は医療・福祉施設をはじめ、大学、旅館・ホテル、オフィス、店舗等、多岐にわたることから、BEMSの導入普及にあたっては、業種ごとの省エネニーズに対応した対策が必要である。

## 目的・事業内容

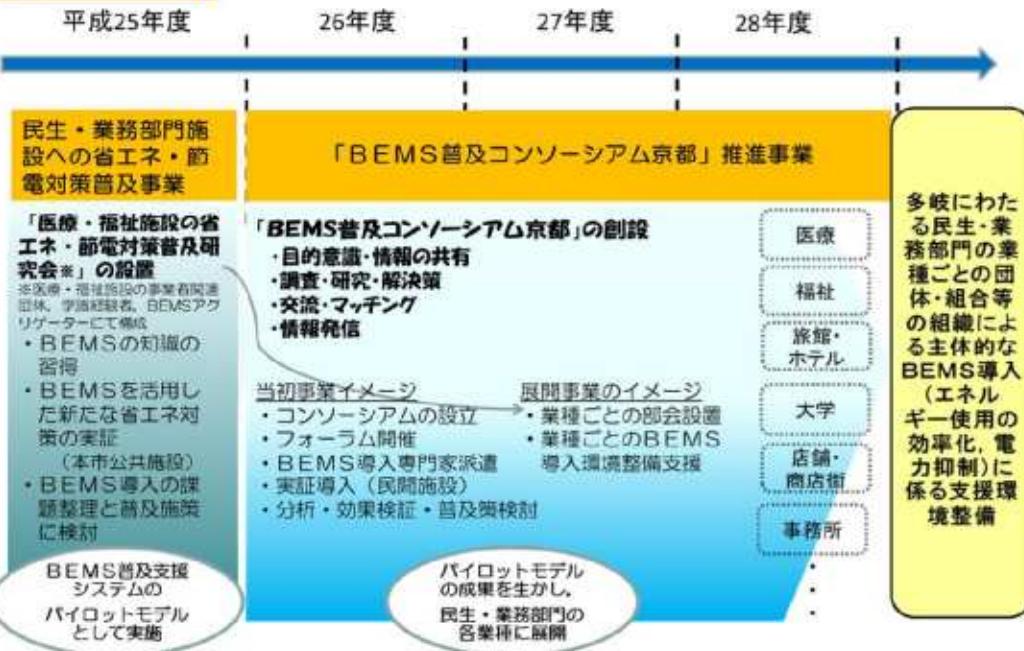
- ◆ 電力消費量等を計測・蓄積し「エネルギーの見える化」を図り、省エネ・節電を実現するBEMSは、快適性や利便性と経済性を両立させる効果的な手法であり、国においてもBEMSを用いた省エネの取組の支援強化を行っているが、一方、中小事業者への普及には、初期コストや導入による効果の周知不足などの課題も見られる。このため産学公の力を結集させたコンソーシアムを創設し、中小事業者に対して導入しやすい環境を整備する。
- ◆ 「BEMS普及コンソーシアム京都」の事業  
省エネ対策の担い手である中小事業者の視点に立ち、より効果的な省エネ対策を実現するため、大学等の知見と国の補助制度を活用し、ユーザーである民生・業務部門の業種ごとの事業者関連団体と支援サービスを行うBEMSアグリゲーターとの橋渡しを行い、BEMSの普及に向けた調査、研究、実証事業を行う。

コンソーシアムの設置期間（3年間）内に、京都市域において事業者自らが効率的なエネルギー管理を行える環境整備を行う。

## 事業イメージ



## 事業展開



## 平成26年度 京都市予算案 事業概要

環境政策局

事務事業名	イクレイ東アジア地域理事会京都開催					
予 算 額	40,000千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	新規 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	地球温暖化対策室 (222-4555)					
<b>[事業実施に至る経過・背景など]</b>						
<p>京都の強みである「市民力」、「地域力」、「産学公連携」などを活かした地球温暖化対策を世界に発信し、行動の輪を広げることは、京都議定書誕生の地である自治体としての国際的な使命であり、本市は、国連の公式協議機関「イクレイ－持続可能性をめざす自治体協議会」に加盟(平成8年9月)し、国内外の自治体との連携を図ってきた。</p> <p>また、前京都市長の呼び掛けにより設立されたイクレイのネットワークグループ「気候変動に関する世界市長・首長協議会(WMCCC)」(平成17年12月設立)を通じて、自治体リーダー間のネットワークを構築し、地域レベルから地球温暖化対策を進めている。</p> <p>平成25年9月に韓国・水原(スウォン)市で開催されたイクレイ東アジア地域理事会(議長：門川大作京都市長)において、東アジア地域における今後のイクレイの活動について議論を行い、中国をはじめ東アジアにおいて、世界の3割を占める温室効果ガスの排出量削減やPM2.5等の大気・土壤・水質汚染等の対応が喫緊の課題であるという認識が共有された。</p>						
<b>[事業概要]</b>						
<p>京都議定書誕生の地から、本市及び日本の環境先進都市の取組を積極的に発信するとともに、中国をはじめとした東アジアの自治体にイクレイへの加盟を促し、東アジア地域の自治体が直面している環境問題を共有し、その解決策を共に検討するため、平成26年秋に、イクレイ東アジア地域理事会及びその関連事業(国際シンポジウム等)を本市で開催する。(別紙参照)</p>						
<b>[参考(他都市の状況・事業効果など)]</b>						
<p>日本では、イクレイに19自治体(東京都、板橋区、墨田区、愛知県、山梨県、京都市、飯田市、岡山市、川崎市、北九州市、熊本市、神戸市、札幌市、仙台市、名古屋市、広島市、藤沢市、武蔵野市、さいたま市)が加盟している。</p> <p>本事業を契機として、中国の自治体がイクレイの取組に参加する等、イクレイを通じて中国をはじめとする東アジア地域の自治体間の環境分野における国際連携及び地球温暖化対策等の更なる推進を図る。</p>						

## イクレイ東アジア地域理事会京都開催

平成 26 年度予算総額 40,000 千円

中国をはじめ東アジアにおいて、世界の3割を占める温室効果ガスの排出量削減や PM2.5 等の大気・土壌・水質汚染等の対応が喫緊の課題であることから、平成 26 年秋、イクレイ東アジア地域理事会（門川市長が議長）を本市で開催し、環境先進都市・京都を積極的に発信するとともに、中国をはじめとした東アジアの自治体にイクレイへの加盟を促すなど、東アジアの環境政策を牽引し、地球温暖化対策のさらなる推進を図る。

### 【事業の背景】

地球温暖化対策の模範となる取組を世界に発信し行動の輪を広げることは、京都議定書誕生の地である自治体の国際的な使命であり、世界の自治体と連携して地域レベルでの取組を推進する必要があることから、本市は平成 8 年 9 月から「イクレイ持続可能性をめざす自治体協議会」に加盟している。

京都市長が、平成 18 年 2 月から平成 24 年 6 月まで世界理事、平成 19 年 2 月から日本理事、平成 24 年 5 月から東アジア地域理事に就任するなど、イクレイの運営に積極的に参画するとともに、平成 17 年 12 月にはイクレイの支援を受けて、気候変動に積極的に取り組む首長ネットワーク組織として「気候変動に関する世界市長・首長協議会」を設立する等、低炭素で持続可能な社会の実現に向けて、環境分野における国内外の自治体との連携を図っている。

### 【イクレイについて】

持続可能な開発に積極的に取り組む自治体及び自治体連合で構成された国際的な連合組織として、1990 年に 43 領国 200 以上の自治体と国連環境計画（UNEP）、国際地方自治体連合などの国際機関の提唱により設立。

国際会議等を主催し、自治体の先進的な取組等の情報交換の機会を設けるとともに、国連の公式協議機関として、気候変動枠組み条約締約国会議等において、自治体の主張を各國政府に伝える活動をしている。

世界事務局はドイツ・ボンにあり、地域単位での活動を促進するため、世界が 8 つの地域に分かれており、平成 24 年に発足した東アジア地域事務局（韓国・ソウル）が、日本・中国・韓国・台湾・モンゴルを所管。東アジア地域におけるイクレイの活動方針等を決定する機関として、東アジア地域理事会が設置されている。また、日本事務所が東京都にある。

世界 84 力国・1,012 自治体が加盟しており、うち東アジアでは、76 自治体（日本 19、中国 1、韓国 44、台湾 11、モンゴル 1）。

### 【事業イメージ】

スウォン

平成 25 年度（韓国・水原市）

世界の 3 割を占める温室効果ガスの排出量削減や PM2.5 等の大気・土壌・水質汚染等の対応が、東アジアの喫緊の課題

東アジア地域理事会

東アジア地域のイクレイの活動報告、2013 年の事業計画及び収支計画についての議論

関連事業

東アジア低炭素都市フォーラムの開催

（「モビリティ」、「エネルギー」、「東アジアの低炭素都市」の 3 つの分科会）

※いずれも「イクレイ・エコモビリティ世界大会」

期間（9 月 1～4 日）中に同時開催（9 月 3 日）

平成 26 年度（京都市）※9 月上旬または 11 月上旬のうちの 2 日間で開催

東アジア地域理事会

東アジア地域のイクレイの活動報告、2014 年の事業計画及び収支計画についての議論など（予定）

関連事業

「低炭素社会」、「大気・水環境」、「エコモビリティ」、「環境教育・生物多様性」をテーマとした国際シンポジウム等を開催（予定）

本市をはじめ、日本の自治体の先進的な取組を東アジアに向けて発信するとともに、本市と友好関係にある中国自治体等を招待し、イクレイへの参加及び環境分野における自治体間の連携の契機とする。

## 平成26年度 京都市予算案 事業概要

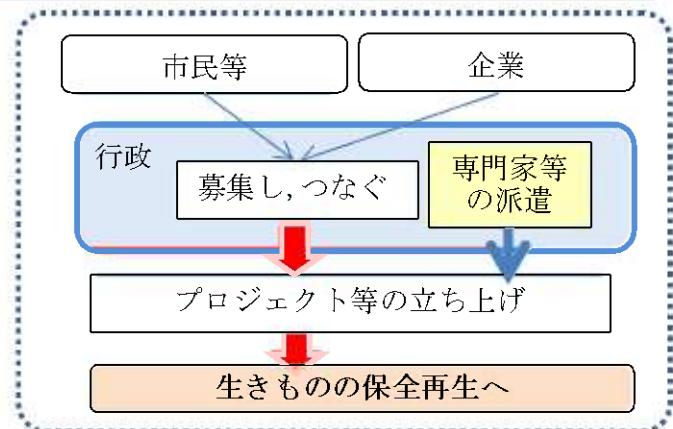
環境政策局

事務事業名	生物多様性保全推進事業					
予 算 額	10,300千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	新規 政策的新規予算枠			
担 当 課	環境企画部 環境管理課 (222-3951)					
<b>[事業実施に至る経過・背景など]</b>						
<p>生物多様性条約が締結され、生物多様性基本法（平成20年制定）において、地方自治体での生物多様性地域戦略の策定が努力義務として規定される等、生物多様性保全への関心が高まる中、固有生物の絶滅、松枯れ・ナラ枯れ等の蔓延や、伝統文化の継承をも揺るがすような生物多様性の課題が生じてきている。</p> <p>京都市では、本市の基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」に掲げる、「自然環境とくらしを気遣う環境の保全」を実現するために、京都の地域特性を考慮した生物多様性保全に向けた取組を推進する「京都市生物多様性プラン」（以下、「同プラン」という）を平成25年度中に策定し、市民の生物多様性に対する理解を深めるとともに、生物多様性保全の活動に市民・事業者・大学・市民団体といった多様な主体の参画・連携を促すための取組を推進する。</p>						
<b>[事業概要]</b>						
<p>生物多様性に対する市民・事業者の理解を深めるための普及・啓発活動を推進するとともに、京の生きもの文化協働再生プロジェクト等の生物多様性保全のリーディング事業を推進し、同プランの力強いスタートを切る。</p> <p>(1) 生きものの生息環境の保全 ア 京の生きもの・文化協働再生プロジェクト</p> <p>(2) 理解し行動する市民の支援 ～人づくり～ ア 京都生きもの100選のフィールドの検討 イ 京の生きもののホットスポット調査事業等の普及啓発の推進</p> <p>(3) 活動を促す仕組みとネットワークの構築 ～ネットワークづくり～ ア ポータルサイト「京・生きものミュージアム」の開設 イ 生物多様性保全活動登録制度の創設・運用</p>						
<b>[参考（他都市の状況・事業効果など）]</b>						

## (1)生きものの生息環境の保全

### (ア) 京の生きもの・文化協働再生プロジェクト

京都の祭りや文化を支えてきたフタバアオイやチマキザサ等について、これらの保全・再生活動に参加したい市民と企業をつなぎ、生物多様性保全再生プロジェクトを立ち上げるとともに、専門家等を派遣するなどプロジェクトをサポートします。



## (2)理解し行動する市民の支援～人づくり～

### (ア) 京都生きもの100選のフィールドの検討

京都の生物多様性の大切さを市民にわかりやすく紹介するため、四季折々に見られる植物、昆虫、動物等、身近な自然に関する情報をまとめた「京都生きもの100選」の作成にあたり、フィールド（候補地あるいは候補）を検討します。

### (イ) 京の生きものホットスポット調査事業等の普及啓発の推進

地域の市民活動団体と連携し、市内の生物多様性保全上重要な場所（ホットスポット）において、自然度等のモニタリング調査を行い、経年変化を把握します。

また、生物多様性について学ぶ自然観察会を、京都御苑や洛西ニュータウン等で開催するとともに、京都水族館における展示・体験型の学習や、京都駅ビルを起点とする緑の回廊といった事業者の取組、さらには京エコロジーセンターの事業と連携を図る等、あらゆる機会を捉えた環境教育や普及啓発を進め、生物多様性を理解し行動する人を育てます。

## (3)活動を促す仕組みとネットワークの構築～ネットワークづくり～

### (ア) ポータルサイト「京・生きものミュージアム」の開設

生物多様性に関する情報の収集・発信をはじめ、保全活動を行う企業、団体と活動に興味がある人をつなぐ場として、ポータルサイトを開設します。

ポータルサイトでは、生物多様性に関する様々な情報が見られるだけでなく、市民からのいきもの発見情報や企業等の社会貢献活動（CSR）情報を掲載するなど、市民、大学研究者や企業、市民活動団体が互いに交流できる場を提供します。

### (イ) 生物多様性保全活動登録制度の創設・運用

生物多様性保全活動に参加したい市民と、市民と協働して活動を進めたい事業者をつなぐための登録制度を創設します。

具体的には、企業の生物多様性に関する社会貢献活動（CSR）に、市民の参加を募るなど、市民と企業の活動をつなぎます。

また、優良な活動を行っている団体の表彰や発表会も実施します。

## 平成26年度 京都市予算案 事業概要

環境政策局

事務事業名	「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン－京都市循環型社会推進基本計画－」の推進					
予 算 額	15, 000千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	新規 局配分枠			
担 当 課	循環型社会推進部 循環企画課 (213-4930)					
[事業実施に至る経過・背景など]						
<p>平成22年3月に策定した「みんなで目指そう！ごみ半減！循環のまち・京都プラン－京都市循環型社会推進基本計画（2009-2020）」（以下、「ごみ半減プラン」という。）に基づく様々な取組により、ピーク時から4割以上のごみの減量を達成しているが（平成24年度：48.1万トン）、「平成32年度に39万トン」というごみ半減目標の実現に向けては、更なる取組の推進が必要である。</p> <p>こうしたことから、今後は、生ごみ減量や紙ごみ分別などのごみ減量施策を一層推進しつつ、これまで検討を進めてきた容器包装削減策も含めた、ごみの発生抑制からリサイクルに至る新たに実施すべき施策の検討を進め、「ごみ半減プラン」の中間目標年度である平成27年度を待たずして、「ごみ半減プラン」の取組の見直しを行う。</p> <p>また、容器包装削減策だけでなく、ごみ減量全般について検討を加えた新たな枠組みの条例化にも取り組む。</p>						
[事業概要]						
<ul style="list-style-type: none"><li>「ごみ半減プラン」の取組を見直し、新たな施策を検討するため、ごみ量・ごみ質の現況や将来予測等の調査を実施する。</li><li>これまで検討してきた容器包装削減策に、ごみ減量全般について検討を加えた新たな枠組みの条例化に向け、市民、事業者への周知、啓発を行う。</li></ul>						
[参考（他都市の状況・事業効果など）]						

# 平成26年度 京都市予算案 事業概要

環境政策局

事務事業名	雑がみ等の紙ごみ分別・リサイクル徹底推進事業					
予 算 額	15,000千円	新規・継続の別 政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	新規 政策的新規充実予算枠			
担 当 課	循環型社会推進部 まち美化推進課 (213-4960)					
<b>[事業実施に至る経過・背景など]</b>						
本市では、平成32年度のごみ量をピーク時の半分以下の39万トンまで削減するため、家庭ごみ減量の取組を推進している。						
平成25年度には、家庭ごみの約3割を占める「紙ごみ」のうち、家庭でのリサイクルが進んでいない「雑がみ（※）」をターゲットに、モデル地域の世帯を対象とする分別収集の社会実験を実施し、減量効果や分別状況を検証するなど、「雑がみ」の分別・リサイクルの拡大に向けた検討を行っている。						
現在、社会実験と並行して、まち美化事務所が地域に積極的に働きかけ、地域の古紙等の排出状況の把握、コミュニティ回収の新規立上げや参加世帯の拡大、既存団体への雑がみ回収の徹底に取り組んでいるが、今後、更なる紙ごみ分別リサイクルを進めるため、市民による「徹底した分別」と古紙業者による「確実な回収」を図る仕組みを構築する必要がある。						
（※）包装紙、紙袋、紙箱などの汚れていない紙で、新聞（折り込みチラシを含む。）、雑誌、ダンボール、飲料用パックと同様にリサイクル可能な紙類のこと。						
<b>[事業概要]</b>						
平成26年度から、雑がみ等の紙ごみ分別・リサイクルの徹底を本格的に実施し、平成27年度中までに全世帯が①コミュニティ回収の実施、②古紙回収業者の利用、③まち美化事務所による回収のいずれかにより、雑がみ等の分別・リサイクルに取り組めるよう、仕組みづくりを進める。						
具体的には、以下の取組を実施し、紙ごみの徹底した減量を図る。						
<u>取組1</u> まち美化事務所による地域の情報把握と紙ごみ分別の習慣化のための周知・啓発						
<u>取組2</u> 市民が出しやすい仕組みづくり（コミュニティ回収や古紙回収業者の利用拡大）						
<u>取組3</u> 古紙業者が雑がみも含めて市域を限なく巡回して回収する仕組みづくり						
<u>取組4</u> セーフティネットとしてのまち美化事務所による古紙回収						
<b>[事業開始]</b>						
平成26年4月						
<b>[参考（他都市の状況・事業効果など）]</b>						